

博士學位論文要約

論文題目： 1951年「ジェノサイド条約に対する留保勧告的意見」にみるジェノサイド条約の解釈—条約当事国意思を軸に—

氏名： 後藤 倫子

要約：

本稿は、1951年「ジェノサイド条約に対する留保事件」国際司法裁判所勧告的意見（以下、「1951年勧告的意見」）における条約に対する留保の「両立性の基準」判断を題材に、1948年「ジェノサイド罪の防止及び処罰に関する条約（以下、「ジェノサイド条約」）」の解釈について、条約当事国意思を軸に分析するものである。

「はじめに」では、上記の問題に取り組むに至った背景と本稿の構成について説明する。

国際司法裁判所（以下、「ICJ」）は、これまで、その判例を通じて国際法規範の発展に貢献し、ジェノサイド条約もかかる国際法規範の1つである。しかし、国際法の基礎である「国家主権の尊重」に立ち返ると、国際法規範の発展に貢献してきたICJの判断が、果たして条約当事国意思を尊重したものかという疑問が浮上する。

この問いに答えるにあたり、ジェノサイド条約に関するICJの諸判断が条約解釈の結果として導き出されたことと、1969年「条約法に関するウィーン条約（以下、「条約法条約」）」の条約解釈規則の基盤が条約当事国意思であることに鑑みると、条約解釈の視点は1つの示唆を与えると考える。ただし、本稿で取り上げるICJの判例が1951年勧告的意見に限定されることから、条約解釈規則も当該勧告的意見当時のものに限られる。そのため、本稿では、1951年勧告的意見当時の条約解釈規則の状況について扱う必要がある。

本稿の構成について、第1章では、ジェノサイド条約がいかなる条約なのか確認するために、当該条約の成立意義について検討する。本章での検討を通じて、両立性の基準と密接に関連する当該条約の目的と、当該条約の各条項の成立背景と規定の文言の意味を確認できる。第2章および第3章では、1951年勧告的意見当時の条約解釈規則を確認するために、前者で1951年当時までの学説を、後者で常設国際司法裁判所（以下、「PCIJ」）とICJの判例を分析する。第4章では、それまでの検討を踏まえて、1951年勧告的意見の両立性の基準判断が、条約当事国意思を尊重するものかについて分析する。

第1章では、ジェノサイド条約の成立背景について検討した後、当該条約の準備作業を確認する。前者では、ジェノサイド条約の成立を最も望み、その成立にも貢献したラファエル・レムキンの条約構想を明らかにするために、彼に影響を与えた2つの虐殺について取り上げる。その虐殺とは、第1次世界大戦中のオスマン帝国内のアルメニア人虐殺とナチスによるユダヤ人虐殺であり、いずれの場合にも関与者の処罰が試みられたが、失敗に終わっている。特に、後者に関連する第2次世界大戦以前のドイツ国内で発生したユダヤ人に対する残虐行為の処罰については、国内管轄事項の排他性という国際法上の制約によって、当該行為の関与者に対する徹底的な処罰を望む者にとっては不満の残る結果となった。

2つの虐殺に関する処罰の失敗について説明した後、レムキンがジェノサイドに関心を抱くようになった背景と、彼のジェノサイドに関する条約構想について検討する。1900年に当時のポーランド領で生まれた彼自身はユダヤ人であり、幼少期から集団破壊に興味を抱いていた。青年期には、一国内で政府によって集団破壊が行われても、国内管轄事項を理由にその関与者が処罰を受けずに済む現状を問題視し、大学で法学を専攻した。そして、ナチスによるユダヤ人虐殺を

受けて、1944年に刊行した著書の中で「ジェノサイド」という造語を編み出し、ジェノサイドに関する条約の締結を主張した。

レムキンが国家によるジェノサイドに対処するために自身の条約構想において求めた事項は、(1)1つの犯罪類型としてのジェノサイド罪の形成、(2)ジェノサイド罪の定義への共同謀議概念の取り入れ、(3)ジェノサイド概念における文化的側面の重要性、(4)「国際法上の犯罪」概念の帰結としての普遍主義の適用と国際連合による監督、(5)広範な処罰、(6)国内刑法の整備、(7)犯罪人引渡しの原則禁止と犯罪人引渡しにおける政治犯認定の禁止、(8)国際連合による行動、である。上記の検討を踏まえて、レムキンにとってのジェノサイドに関する条約の成立意義について、国家から集団そのものを保護するために、これまで国内管轄事項でしかなかったジェノサイドを国際関心事項へと転換し、国連を中心とした国際社会の協力を基盤とする、国家の関与するジェノサイドに対処するための制度の確立という結論に至った。しかし、1946年の「ジェノサイド罪」に関する国連総会決議96(D)によって、レムキンの条約構想の一部が実現したことから、彼にとってのジェノサイドに関する条約の成立意義は、もっぱら、国連が中心となって、ジェノサイドに関与した政府関係者の処罰および発生したジェノサイドの抑止を実現するための手段の確立へと変化したと指摘する。

次に後者では、ジェノサイド条約の準備作業の過程を確認した結果、ジェノサイド条約の成立意義について、当該条約が条約の履行に条約非当事国を巻き込むことまで意図されていることから、国際社会全体で、ジェノサイドに関与した政府構成員の処罰、発生しているジェノサイドの抑止およびジェノサイドの防止を実現するための手段の確立であるという結論に至った。

第2章では、1951年勧告的意見当時の、学説上の条約解釈における条約当事国意思の位置づけと、学説上一般的に認められていた条約解釈規則を確認する。本稿で取り上げる学説は、グロティウス(1625年)、プーフENDORF(1688年)、ヴァッテル(1758年)、フィリモア(1855年)、ユー(1927年)、チャン(1933年)、ハーヴァード・ロー・スクール草案(1935年)およびローターパクト報告書(1950年)である。検討の結果、条約当事国意思については、すべての学説において、条約解釈の基盤と位置づけられてきたことが明白になった。

他方で、条約解釈規則については、学説によって、条約解釈規則に対して肯定的か否定的か、想定する条約解釈の要素とは何かについて意見が分かれており、他の学説と内容が完全に一致するものは存在しないことが明らかになった。さらに、複数の学説の中で同一または類似の条約解釈要素が言及されていたとしても、当該要素の定義が不十分なために、内容的に完全に一致するものか疑問も残る。ただし、各学説から条約解釈要素を取り出し、いかなる要素が時代を通じて主張されてきたのか分析すると、①ユーとチャンの特異性を考慮した上で、時代を超えて受け入れられている条約解釈要素と、②特定の時期からローターパクト報告書まで一貫して採用されている条約解釈要素が存在することが明らかになった。①については、通常の意味、専門用語、縮小解釈および拡大解釈が、②については、条約の目的および条約の準備作業が該当する。

第3章では、まず、PCIJとICJの判例における当事国意思の位置づけを確認し、その次に、これらの裁判所判例における条約解釈規則について検討する。前者について、PCIJとICJの判例において、条約解釈における当事国意思の位置づけについて明確に述べられたことはないが、当事国意思が条約解釈の基礎と位置づけられていることを推察することができる。

他方で、後者の検討の結果、PCIJとICJの判例における条約解釈規則について、次のような大まかな流れが明確になった。条約解釈の際にまず考慮されるべき要素は用語の意味の明白性であり、この要素から用語の意味が明らかにならない場合や、当該要素から導き出された結論を確認するために、条約の準備作業が用いられる。ただし、後者の場合には、条約の準備作業以外の要素が参考にされることもある。条約の準備作業に依拠しても用語の意味の明白性が確実なものと言えない場合は、制限的解釈や自由解釈が行われる、というものである。なお、用語の意味の明白性を判断するには、まずは、用語の通常の意味が考慮される。

第4章では、それまでの検討を踏まえて、1951年勧告的意見における両立性の基準の判断を条約解釈の観点から分析する。分析に際して、まず、ジェノサイド条約が条約の留保に関する明文規定を有さないことに鑑み、問題事項に関する明文規定が存在しない場合でも条約解釈は行いうるのか確認する。結果として、本稿で扱ったほとんどの学説の観点からは支持され得ないと結論づける。

次に、条約当事国意思と考慮されている条約解釈規則のそれぞれの観点から、1951年勧告的意見を分析する。後者については、1951年勧告的意見の中で考慮された条約解釈要素の一部は、学説の中で一般的に認められ、さらにそれまでのPCIJとICJの判例の中で用いられている要素である。しかし、前者の条約当事国意思については、実際に1951年勧告的意見が重視しているのは条約起草者である国連の意思であり、さらに当該勧告的意見は、国連の「意思」以外の要素まで重視している。

以上の検討より、条約解釈規則に照らすと、1951年勧告的意見の正当性は認められないという結論に至る。

「おわりに」では、1951年勧告的意見において、起草者の国連が尊重された理由について考察した後、本稿での議論を通じて示される問題について言及する。これまで、条約解釈における解釈者の裁量の問題は、条約法条約の条約解釈規則の適用時における柔軟的性格に起因するものであった。ただし、この指摘はあくまでも、文脈、条約の趣旨および目的、用語の通常の意味、条約の準備作業などといった条約解釈要素の選択に関するものであり、実際には、解釈者の裁量は条約解釈規則の根本部分にまで及んでいることが、本稿での検討を通じて明らかにされた。この結果を受けて、条約解釈における解釈者の裁量について改めて問い直す必要性を指摘している。